流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部を改正する告示(案)に ついて

1. 改正の背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を改正し、貨物流通事業者や中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する事業の用に供する上屋について、特定流通業務施設として位置付けるため、上屋に関する施設基準を追加することとしている。

これに伴い、「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」(平成17年 農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。)を改 正し、貨物流通事業者等の協働による共同輸配送に関する事項を追加することとする。

2. 基本方針に追加する事項(案)

- 都市内等における物流の現状(荷捌きトラック等による交通混雑)
- 多様な関係者が協働して行う都市内等における共同輸配送等の重要性
- 当該事業の実施により期待される効果
- 多様な関係者から構成される協議会

寺

<参考> 基本方針の構成

- 第1 流通業務の総合化及び効率化の意義に関する事項
- 第2 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項
- 第3 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項
- 第4 港湾流通拠点地区に関する事項
- 第5 中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通 業務総合効率化事業に関する事項
- 第6 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

※なお、追加事項については上記第2に追加する予定。

3. 今後の予定

公布:平成21年8月中旬施行:平成21年8月中旬